

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年8月31日(2017.8.31)

【公表番号】特表2016-530620(P2016-530620A)

【公表日】平成28年9月29日(2016.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2016-057

【出願番号】特願2016-530090(P2016-530090)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2012.01)

G 01 N 33/48 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/22

G 01 N 33/48 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月21日(2017.7.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

臨床検査室情報システム(LIS)と共に用いる方法であって、以下を含む方法：

データベースから前記LISにおいてサンプルデータを受け取ることであって、前記サンプルデータは、前記LISの物理的な場所から遠隔の物理的な場所における、少なくとも1つのサンプル処理ユニットに由来し、前記データベースは、前記LISから遠隔の場所の計算機器上に駐在し、

前記サンプルデータは、前記LISを含むデータネットワークに到達する前に1つ以上の広域ネットワークを介して少なくとも1つのデータ経路を通過する。

【請求項2】

前記サンプル処理ユニットからのサンプルデータを、少なくとも2つの因子について、前記データベースからの前記サンプルデータを処理する前に、本物であることを確認することを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記サンプルデータを、前記データベースに保存される、処理されたサンプルデータを提供するために処理することを更に含み、処理されたサンプルデータは前記LISに送信される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記サンプルデータを前記データベースに保存するために、前記サンプルデータの解釈を提供するために処理することを更に含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

サンプルデータの信ぴょう性が本物であることを確認することの1つの因子として、少なくとも1つの検定校正器からのデータを用いることを更に含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

少なくとも1つの参照からのデータを、サンプルデータの信ぴょう性が本物であることを確認することを更に含み、前記参照は、所定の結果を提供することが知られている構成要素を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記サンプルデータを前記データベースから受け取り、及び次いで前記LISに転送するためには、前記LIS及び前記データベースと、操作可能に通信するリスナー・アプリケーションを用いる、請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記サンプルデータを前記データベースから受け取り、及び次いで前記LISに転送するためには、前記LIS及び前記データベースと、操作可能に通信するリスナー・アプリケーションを用いる、請求項1に記載の方法。

【請求項 9】

以下を含む臨床検査室システム：

複数の分散された、サンプル処理ユニットであって、それぞれが、少なくとも1つのコンピュータ・ネットワーク上で通信するための、少なくとも1つのインターフェースを有し；

前記分散されたサンプル処理ユニットにより処理されたサンプルについての試験結果を収集するために構成された臨床検査室情報システム；

サンプル処理データを、前記分散されたサンプル処理ユニットの少なくとも1つから受け取るためのインターフェースを含むサーバー；

前記サーバーと操作可能に通信状態にあり、及び前記臨床検査室情報システムと操作可能に通信状態にある、プログラム可能なドライブ上のクライアント・アプリケーションであって、それにより前記サーバーが、前記クライアント・アプリケーションと対にされた、それらのサンプル処理ユニットからのみ、サンプル処理データを提供し；

前記クライアント・アプリケーションは、前記サンプル処理ユニットを制御するためには、及び1つ以上のサンプル処理ユニットの操作状況を監視するために指示が送られることを可能にし、それにより、前記サンプル処理ユニットを制御し及び監視するために、前記サンプル処理ユニットの認証された監視が、前記クライアント・アプリケーションを介して提供される。

【請求項 10】

前記クライアント・アプリケーションが、前記サーバーへの通信を通じて、操作可能に前記分散されたサンプル処理ユニットと、通信状態にある、請求項9に記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

この要旨は、以下の発明の詳細な説明で更に記載される概念の単純化された形態における選択を紹介するために提供される。この要旨は、主張される主題の主要な特徴又は本質的な特性を特定することを意図しておらず、主張される主題の範囲を限定するために用いられることを意図していない。

本発明は、例えば、以下を提供する。

(項目1)

臨床検査室情報システム(LIS)と共に用いる方法であって、以下を含む方法：

データベースから前記LISにおいてサンプルデータを受け取ることであって、前記サンプルデータは、前記LISの物理的な場所から遠隔の物理的な場所における、少なくとも1つのサンプル処理ユニットに由来し、前記データベースは、前記LISから遠隔の場所の計算機器上に駐在し、

前記サンプルデータは、前記LISを含むデータネットワークに到達する前に1つ以上の広域ネットワークを介して少なくとも1つのデータ経路を通過する。

(項目2)

前記サンプル処理ユニットからのサンプルデータを、少なくとも2つの因子について、前記データベースからの前記サンプルデータを処理する前に、本物であることを確認することを更に含む、項目1に記載の方法。

(項目3)

前記サンプルデータを、前記データベースに保存される、処理されたサンプルデータを提供するために処理することを更に含み、処理されたサンプルデータは前記LISに送信される、項目1に記載の方法。

(項目4)

前記サンプルデータを前記データベースに保存するために、前記サンプルデータの解釈を提供するために処理することを更に含む項目1に記載の方法。

(項目5)

サンプルデータの信ぴょう性が本物であることを確認することの1つの因子として、少なくとも1つの検定校正器からのデータを用いることを更に含む項目1に記載の方法。

(項目6)

少なくとも1つの参照からのデータを、サンプルデータの信ぴょう性が本物であることを確認することを更に含み、前記参照は、所定の結果を提供することが知られている構成要素を含む、項目1に記載の方法。

(項目7)

前記サンプルデータを前記データベースから受け取り、及び次いで前記LISに転送するため、前記LIS及び前記データベースと、操作可能に通信するリスナー・アプリケーションを用いる、項目1に記載の方法。

(項目8)

前記サンプルデータを前記データベースから受け取り、及び次いで前記LISに転送するため、前記LIS及び前記データベースと、操作可能に通信するリスナー・アプリケーションを用いる、項目1に記載の方法。

(項目9)

臨床検査室情報システム(LIS)と共に用いる方法であって、以下を含む方法：

前記LISと操作可能に通信するリスナー・アプリケーションにおいて、サンプルデータを受け取ることであって、前記サンプルデータは、前記LISの物理的な場所から遠隔の物理的な場所における、少なくとも1つのサンプル処理ユニットに由来し、前記データベースは、前記LISから遠隔の場所の計算機器上に駐在し、

及び前記リスナー・アプリケーションにより受け取られる前記サンプルデータは前記データベースから送信され；

前記サンプルデータは、前記LISを含むデータネットワークに到達する前に1つ以上の広域ネットワークを介して少なくとも1つのデータ経路を通過する。

(項目10)

臨床検査室情報システム(LIS)と共に用いる方法であって、以下を含む方法：

臨床検査室に関連付けられた生物学的サンプルのためのサンプルデータが、複数のサンプル処理ユニット(SPU)の少なくとも1つから、データベースにアップロードされることを示す、少なくとも1つのインジケーターを監視すること；

前記データベースから、前記サンプルデータを前記LISにおいて受け取ることであって、前記サンプルデータは、前記LISの物理的な場所から遠隔の物理的な場所における、少なくとも1つのサンプル処理ユニットに由来し、前記データベースは、前記LISから遠隔の場所の計算機器上に駐在し、

前記サンプルデータは、前記LISを含むデータネットワークに到達する前に1つ以上の広域ネットワークを介して少なくとも1つのデータ経路を通過する。

(項目11)

臨床検査室データ管理システムと共に用いる方法であって、以下を含む方法：

前記臨床検査室に関連付けられたサンプルデータがデータベースにアップロードされたことを確認するために、少なくとも1つのデータベースを監視することであって、前記サ

ンプルデータは、前記臨床検査室データ管理 システムの物理的場所からは遠隔の物理的場所の複数のサンプル処理ユニット(SPU)の少なくとも1つに由来し；

前記臨床検査室データ管理 システムにおいて、前記データベースから、電子的フォーマット にある前記サンプルデータを受け取ることであって、前記データベースは、前記臨床検査室データ管理 システムの物理的場所からは遠隔の物理的場所の計算機器上にあり、

前記サンプルデータは、前記臨床検査室データ管理 システムを含むデータネットワークに到達する前に、1つ以上の広域ネットワークを介して少なくとも1つのデータ経路を通過する。

(項目12)

以下を含む方法：

臨床検査室情報システム(LIS)において、電子的フォーマットにあるサンプルデータを受け取ることであって、前記サンプルデータは、前記臨床検査室情報システムの物理的場所からは遠隔の物理的場所の、サンプル処理ユニット(SPU)の少なくとも1つに由来し；及び前記データは、前記臨床検査室情報システムに到達する前に、1つ以上の広域ネットワークを横断し；

前記サンプルデータの完全性を検証すること；

前記サンプルデータが前記臨床検査室情報システムに受け取られた後の時点で前記サンプルデータが、臨床検査室情報システムのファイル形式にあることを、確実にすること；及び

電子的医療記録システムに、電子的医療記録システム及び前記臨床検査室情報システムの間のインターフェースの手段により、データを保存することであって、前記データを保存することは、前記データが、前記LISファイル形式とは異なる、電子的医療記録システム(EMR)ファイル形式にあることを確実にすることを、更に含む。

(項目13)

前記サンプル処理ユニットが、互いに物理的に離れており、及び前記サンプル処理ユニットの少なくとも1つから、前記臨床検査室情報システムへのデータ経路が：a)少なくとも1つの広域ネットワーク、b)前記サンプル処理データを収集する中央データベース、及びc)サンプル処理中央データベースからのデータを、対にされたサンプル処理ユニットデータのために処理するために構成されたリスナー・アプリケーションを横断することを含む、項目4に記載の方法。

(項目14)

検証することが、公開鍵秘密暗号化及び暗号解読を用いることを含む、項目4に記載の方法。

(項目15)

検証することが、証明書が本物であることを認証するために、少なくとも1つの証明書を用いることを含む、項目4に記載の方法。

(項目16)

証明書の認証が、証明書の著者が本物であることを確認することを含む、項目4に記載の方法。

(項目17)

検証することが、前記分散されたサンプル処理ユニットの監視を含むために、認証された臨床検査室からの検査の完全性の監視を拡大する、項目4に記載の方法。

(項目18)

前記臨床検査室情報システムのファイル形式及び前記電子的医療記録システムファイル形式が、異なる、項目4に記載の方法。

(項目19)

分散された臨床検査室システムにおいて、データを収集する方法であって、以下を含む方法：

電子的サンプルデータを、最終分析なしで、複数の分散された、サンプル処理ユニット

の少なくとも 1 つからコンピュータ・ネットワーク上での通信のためのインターフェースを有する臨床検査室情報システムへ送信することであって；

前記サンプル処理ユニットの 1 つから前記臨床検査室情報システムへの、サンプルデータのデータ経路は、少なくとも 1 つの広域ネットワーク (WAN) を横断することを含み、前記データ経路に沿った前記データは、少なくとも：複数のサンプル処理ユニットから前記サンプル処理データを収集する中央データベース、及び対にされたサンプル処理ユニットデータのために、中央データベースからのデータを処理するために構成されたリスナー・アプリケーションにより取り扱われる。

(項目 20)

分散された臨床検査室システムにおいて、データを収集する方法であって、以下を含む方法：

複数の分散されたサンプル処理ユニットの少なくとも 1 つからの電子的サンプルデータを、最終分析なしで、コンピュータ・ネットワーク上での通信のためのインターフェースを有する臨床検査室情報システムにおいて受信することであって；

前記サンプル処理ユニットの 1 つから前記臨床検査室情報システムへの、サンプルデータのデータ経路は、少なくとも 1 つの広域ネットワーク (WAN) を横断することを含み、前記データ経路に沿った前記データは、少なくとも：複数のサンプル処理ユニットから前記サンプル処理データを収集する中央データベース、及び対にされたサンプル処理ユニットデータのために、中央データベースからのデータを処理するために構成されたリスナー・アプリケーションにより取り扱われる。

(項目 21)

分散された臨床検査室システムの方法であって、以下を含む方法：

非ローカルの、遠隔に配置された生物学的サンプル処理ユニットから、臨床検査室情報システムにデータを差し向けるための、コンピュータにより遂行されるアプリケーションを用いることであって、前記コンピュータにより遂行されるアプリケーションは、1 つ以上の非ローカルのサンプル処理ユニットに由来するデータを収集するために対にされ；

前記サンプル処理ユニット及び前記リスナー・アプリケーションからのデータの対を検証するために証明書の認証を用いることであって；

前記サンプル処理ユニットから前記臨床検査室情報システムへのサンプル処理データのためのデータ経路は、少なくとも 1 つの広域ネットワークを含み；

前記サンプル処理ユニットに由来するデータは、前記臨床検査室情報システムへの前記データ経路に沿った送信の一部として、データベースサーバーにアップロードされる。

(項目 22)

前記データ経路が、開始場所及び目的地の場所の間の間接的な接続を含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 23)

結果が、電子的医療記録システムで利用可能になる前に、前記臨床検査室情報システムに入力される、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 24)

結果が、電子的医療記録 (EMR) システムで利用可能になる前に、結果が免許を受けた専門家により、認証される、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 25)

前記結果を第一に前記 LIS に入力し、次いで前記 EMR と統合する方法により、前記 EMR に結果が入力される、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 26)

前記サンプル処理ユニットが臨床検査室の免責された機器であり、結果が前記 EMR において利用可能になる前に、LIS により検査される、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 27)

臨床検査室から前記分散されたサンプル処理ユニットへの監視を提供することを、更に

含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 28)

前記サンプル処理ユニットの 1 つ以上の上で、参照が実行されるときをチェックすることを更に含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 29)

前記サンプル処理ユニットの 1 つ以上に、校正器を実行するか、又は校正器 を実行するか、又は制御カートリッジ を実行されるまで、それを閉鎖するか、又はオフラインに連れてゆくことを指示するために、前記サンプル処理ユニットに、品質管理を押し出すことを更に含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 30)

前記サンプル処理ユニットに、誰かが校正器を実行するまで、それらの 1 つ以上を閉鎖するように指示するために、品質管理を押し出すことを更に含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 31)

前記サンプル処理ユニットに、制御カートリッジを実行するまで、それらの 1 つ以上を閉鎖するように指示するために、品質管理を押し出すことを更に含む、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 32)

前記クライアント・アプリケーションが、LIS に前記サンプル処理データを、前記サンプル処理ユニットから送信するために、物理的な有線接続が必要ない、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 33)

LISへの接続が、データ・ブローカーなしで、無線である、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 34)

LISへの接続が、データ・ブローカーとして機能するための、クラウドサーバーを用いる、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 35)

LISへの接続が、非ローカルのコンピュータ・ネットワーク上の特定のサンプル処理ユニットを特定のリスナー・アプリケーションに関連付ける組み合わせ機構を用いる、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 36)

どのマシンが前記環境にあるかを、管理者が設定する、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 37)

管理者 が、どのサンプル処理ユニットが、指定された環境にあるかを見るために、ネットワークを検索する、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 38)

同じ LAN 上にない場合でも、それでも WAN 上においてアクセスできる、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 39)

前記リスナーが、その割り当てられた、マシンの一組だけを聞く、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 40)

LISへの接続が、参照臨床検査室としてデータを送信するためのものである、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 41)

LISへの接続が、前記 LISへのゲートウェイを介してデータを送るものである、上記の項目のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 42)

LISへの接続が、前記臨床検査室における認証された エージェントがそのデータを検査できるように、検査されたデータを臨床検査室に送るものである、上記の項目のいずれか1つに記載の方法。

(項目43)

接続が、分析器機器から LISへのものである、上記の項目のいずれか1つに記載の方法。

(項目44)

接続が、参照臨床検査室から別の臨床検査室へのものである、上記の項目のいずれか1つに記載の方法。

(項目45)

接続が、サービスを提供する臨床検査室から、直接医師へのものである、上記の項目のいずれか1つに記載の方法。

(項目46)

分散された臨床検査室システムのための方法であって、以下を含む方法：

生物学的サンプル処理ユニット及び目的地の臨床検査室において前記機器に接続されたデータベースネットワークの対を検証するために証明書の認証を用いることであって；

前記サンプル処理ユニットから、前記臨床検査室情報システムへの、サンプル処理データのためのデータ経路が、少なくとも1つの広域ネットワークを含む。

(項目47)

分散された臨床検査室システムのための方法であって、以下を含む方法：

生物学的サンプル処理ユニット及び目的地の臨床検査室において前記機器に接続されたデータベースネットワークの対を検証するために証明書の認証を用いることであって；

前記サンプル処理ユニットから、前記臨床検査室情報システムへの、サンプル処理データのためのデータ経路が、少なくとも1つの広域ネットワークを含み；

前記サンプル処理ユニットがどの場所に配置されているかに無関係に、電子的医療記録システムにおいて利用可能になる前に、結果が前記臨床検査室情報システムに入力されること；

サンプルデータを、前記サンプルデータのヘルス・ネットワーク指定に基づいて検索することであって；前記サーバーは、異なるヘルス・ネットワークからの、複数のサンプルからのサンプルデータを含むこと。

(項目48)

分散された臨床検査室システムのための方法であって、以下を含む方法：

生物学的サンプル処理ユニット及び目的地の臨床検査室において前記機器に接続されたデータベースネットワークの対を検証するために証明書の認証を用いることであって；

前記サンプル処理ユニットから、前記臨床検査室情報システムへの、サンプル処理データのためのデータ経路が、少なくとも1つの広域ネットワークを含み；

前記サンプル処理ユニットがどの場所に配置されているかに無関係に、電子的医療記録システムにおいて利用可能になる前に、結果が前記臨床検査室情報システムに入力されること；

サンプルデータを、前記サンプルデータに関連付けられた臨床検査室に基づいて検索することであって；前記サーバーは、異なるヘルス・ネットワークからの、複数のサンプルからのサンプルデータを含む。

(項目49)

分散された臨床検査室システムのための方法であって、以下を含む方法：

生物学的サンプル処理ユニット及び目的地の臨床検査室において前記機器に接続されたデータベースネットワークの対を検証するために証明書の認証を用いることであって；

前記サンプル処理ユニットから、前記臨床検査室情報システムへの、サンプル処理データのためのデータ経路が、少なくとも1つの広域ネットワークを含み；

前記サンプル処理ユニットがどの場所に配置されているかに無関係に、電子的医療記録システムにおいて利用可能になる前に、結果が前記臨床検査室情報システムに入力される

こと。

(項目50)

以下を含む臨床検査室システム：

複数の分散された、サンプル処理ユニットであって、それぞれが、少なくとも1つのコンピュータ・ネットワーク上で通信するための、少なくとも1つのインターフェースを有し；

前記分散されたサンプル処理ユニットにより処理されたサンプルについての試験結果を収集するために構成された臨床検査室情報システム；

サンプル処理データを、前記分散されたサンプル処理ユニットの少なくとも1つからを受け取るためのインターフェースを含むサーバー；

前記サーバーと操作可能に通信状態にあり、及び前記臨床検査室情報システムと操作可能に通信状態にある、プログラム可能なドライブ上のクライアント・アプリケーションであって、それにより前記サーバーが、前記クライアント・アプリケーションと対にされた、それらのサンプル処理ユニットからのみ、サンプル処理データを提供し；

前記クライアント・アプリケーションは、前記サンプル処理ユニットを制御するために、及び1つ以上のサンプル処理ユニットの操作状況を監視するために指示が送られることを可能にし、それにより、前記サンプル処理ユニットを制御し及び監視するために、前記サンプル処理ユニットの認証された監視が、前記クライアント・アプリケーションを介して提供される。

(項目51)

前記クライアント・アプリケーションが、前記サーバーへの通信を通じて、操作可能に前記分散されたサンプル処理ユニットと、通信状態にある、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目52)

サンプル処理ユニットが、データネットワーク上にあり、前記クライアント・アプリケーション及び前記臨床検査室情報システムのローカルにはない、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目53)

前記サンプル処理ユニットから、前記クライアント・アプリケーションへの、サンプル処理データのためのデータ経路が、少なくとも1つの広域ネットワークを含む、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目54)

前記クライアント・アプリケーションが、可動式のプログラム可能な機器上で操作可能な、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目55)

前記クライアント・アプリケーションが、前記サーバー上のデータベースから、イベント駆動型の方法論に基づいて、データを抽出するために構成される、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目56)

前記サンプル処理データが、認証された試験結果を提供するために、前記臨床検査室で分析される、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目57)

秘密鍵／公開鍵認証が、機器が適正に対にされていることを検証するために用いられる、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目58)

秘密鍵／公開鍵認証が、送信場所から、望ましい受信者の場所までの安全なデータ転送のために用いられる、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目59)

サンプル処理データが、前記クライアント・アプリケーションにより復号される、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目60)

前記クライアント・アプリケーションが、ユニット操作に関するコマンドを、前記分散された、前記臨床検査室に付随するサンプル処理ユニットに、通信するために操作可能である、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目61)

前記クライアント・アプリケーションが、前記分散された、前記臨床検査室に付随するサンプル処理ユニットから、状況情報を受け取る、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目62)

臨床検査室情報システムが、サンプルに付随する試験結果を要求し、及び収集するために構成されたコンピュータ・プロセッサを含む、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目63)

前記サンプルが、サンプル識別子に基づいて、前記臨床検査室に関連付けられる、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目64)

前記クライアント・アプリケーションが、前記LISに、前記分散されたサンプル処理ユニットが、前記LISと、作動可能に通信状態にあることを通知する、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目65)

前記クライアント・アプリケーションが、サンプル処理データを、前記LISにより受け入れ可能なファイル形式での試験結果に変換する、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目66)

前記クライアント・アプリケーションが、タッチスクリーンを持つパーソナルコンピュータ又は他のユーザーインターフェースを含む、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目67)

前記クライアント・アプリケーションが、ソフトウェア・アプリケーションが、携帯電話に接続されたネットワーク上で稼働する、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目68)

前記クライアント・アプリケーションが、現場における、分散された、サンプル処理ユニットの状況を監視するために、操作可能である、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目69)

前記分散されたサンプル処理ユニットが、前記クライアント・アプリケーションが認証を送信するまで、サンプルが挿入されることを許容しない、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目70)

前記クライアント・アプリケーションが、認証された職員からの認証を送信するか、又は他の実体が、前記サンプル処理ユニット少なくとも1つのを実行することを認証できるまで、前記分散されたサンプル処理ユニットがサンプルが挿入されることを許容しない、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目71)

前記分散されたサンプル処理ユニットが遠隔的に前記LIS内のクライアント・アプリケーションに制御される、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目72)

前記ユニットを稼働する前に、クライアント・アプリケーションが、前記サンプル処理ユニットにアクセス制御をするために、操作可能であり、作動中の機器の状況を示し、及

び次いで前記システムが稼働した後にデータ／結果をどのように処理するかを示す、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目73)

前記クライアント・アプリケーション作動中のサンプル処理ユニットの状況を示すために、操作可能である、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目74)

前記サンプル処理ユニットの1つがサンプルについて、その検査を実行した後に、データをどのように処理するかを決定するために、操作可能である、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目75)

サンプル処理ユニットが、それが処理しているサンプルに特異的なプロトコルを受け取り、及びそれがネットワークに接続されている限り、前記サンプル処理ユニットは、前記LISとは異なるサーバーからプロトコルをダウンロードする、上記の項目のいずれか1つに記載のシステム。

(項目76)

以下を含むプログラム可能な機器：

前記機器から少なくとも1つの広域ネットワークにより分離されたサーバーと通信するために構成された、リスナー・アプリケーションであって、前記リスナー・アプリケーションは、前記リスナー・アプリケーションに関連付けられているが、操作可能に少なくとも1つの広域ネットワークにより分離されている、サンプル処理ユニットのための情報を持つデータベースから、サンプル処理データを受け取るために構成される。

(項目77)

生物学的サンプル処理ユニット及び臨床検査室情報システムを、臨床検査室において、対にするために操作可能な、データ検証アプリケーションを更に含み、それにより前記サンプル処理ユニットからのデータが復号化され、及び臨床検査室情報システム中に保存される、上記の項目のいずれか1つに記載の機器。

(項目78)

前記サンプル処理ユニットの1つ以上の操作を、コンピュータ・ネットワーク上で、制御するためのコマンドを送信するために構成された、コマンド・アプリケーションを更に含む、上記の項目のいずれか1つに記載の機器。

(項目79)

少なくとも望ましいサンプルサンプル希釈、及び少なくとも望ましい等分の数を決定するためにプログラムされた、プロセッサを含むシステム。

(項目80)

前記リスナー・アプリケーションが、この目的地に関連付けられたサンプル処理ユニットについての状況情報を受け取る、上記の項目のいずれか1つに記載の機器。

生物学的サンプル処理ユニット及び臨床検査室情報システムを目的地の臨床検査室において対にするために操作可能なデータ検証アプリケーションであって、それにより前記サンプル処理ユニットからのデータが復号化され、及び臨床検査室情報システム中に保存され；

前記サンプル処理ユニットの1つ以上の操作を、コンピュータ・ネットワーク上で、制御するためのコマンドを送信するために構成された、コマンド・アプリケーション。

(項目81)

少なくとも望ましいサンプルサンプル希釈、及び少なくとも望ましい等分の数を決定するためにプログラムされた、プロセッサを含むシステム。

(項目82)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の1つの技術的特徴を有する方法。

(項目83)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の2つの技術的特徴を有する方法。

(項目84)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の 1 つの技術的特徴を有する機器。

(項目 8 5)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の 2 つの技術的特徴を有する機器。

(項目 8 6)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の 1 つの技術的特徴を有するシステム。

(項目 8 7)

上記のいずれかの項目からの少なくとも任意の 2 つの技術的特徴を有するシステム。